

公開版

## 平成26年度 教育委員会 第23回定例会 議案

1 日 時 平成27年3月6日（金）午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第58号議案 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う  
関係規則の整備に関する規則

… 1

<非>第59号議案 平成26年度永年勤続者表彰被表彰者の決定

… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会



第 58 号議案

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備  
に関する規則

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する  
規則を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 6 日

静岡県教育委員会教育長

## <第58号議案 概要>

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

### 1 改正の理由及び概要

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第31号）により、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能とされたことから、関係規則（静岡県立高等学校学則（第10条）、静岡県立中学校学則（第8条）及び静岡県立特別支援学校学則（第10条））について所要の改正を行う。

### 2 施行期日

公布の日から施行する。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

静岡県教育委員会委員長 溝 口 紀 子

静岡県教育委員会規則第 号

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則  
(静岡県立高等学校学則の一部改正)

第1条 静岡県立高等学校学則(昭和28年静岡県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休業日) 第10条 休業日は、次のとおりとする。  (1)～(10) (略) 2 (略)	(休業日) 第10条 休業日は、次のとおりとする。 <u>ただし、第1号から第3号までの場合において、</u> <u>施行規則第61条ただし書きの規定により教育委員会が別に認めた場合においては、この限りでない。</u> (1)～(10) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立中学校学則の一部改正)

第2条 静岡県立中学校学則(平成13年静岡県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休業日) 第8条 休業日は、次のとおりとする。  (1)～(9) (略) 2 (略)	(休業日) 第8条 休業日は、次のとおりとする。 <u>ただし、第1号から第2号までの場合において、</u> <u>施行規則第61条ただし書きの規定により教育委員会が別に認めた場合においては、この限りでない。</u> (1)～(9) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立特別支援学校学則の一部改正)

第3条 静岡県立特別支援学校学則(平成19年静岡県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休業日) 第10条 休業日は、次のとおりとする。	(休業日) 第10条 休業日は、次のとおりとする。 <u>ただし、第1号から第3号までの場合において、</u>

	<p>施行規則第61条ただし書きの規定により教育委員会が別に認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 学則の一部改正に係る関係法規

### ○学校教育法施行規則(昭和 22 年 5 月 23 日)(文部省令第 11 号)

改正前	改正後 (平成 25 年 11 月 29 日文部科学省令第 31 号)
第 61 条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第 3 号に掲げる日を除き、 <u>特別の必要がある場合は、この限りでない。</u>	第 61 条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第 3 号に掲げる日を除き、 <u>当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。</u>
1 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する日	1 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する日
2 日曜日及び土曜日	2 日曜日及び土曜日
3 学校教育法施行令第 29 条の規定により教育委員会が定める日	3 学校教育法施行令第 29 条の規定により教育委員会が定める日

第 79 条 第 41 条から第 49 条まで、第 50 条第 2 項、第 54 条から第 68 条までの規定は、中学校に準用する。

第 104 条 第 43 条から第 49 条まで(第 46 条を除く。)、第 54 条、第 57 条から第 71 条まで(第 69 条を除く。)の規定は、高等学校に準用する。

第 135 条 第 43 条から第 49 条まで(第 46 条を除く。)、第 54 条、第 59 条から第 63 条まで、第 65 条から第 68 条まで及び第 82 条の規定は、特別支援学校に準用する。

### ○学校教育法施行令(昭和 28 年 10 月 31 日)(政令第 340 号)

#### (学期及び休業日)

第 29 条 公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあっては当該公立大学法人の理事長が定める。

### ○静岡県立学校管理規則(昭和 32 年 3 月 5 日)(教育委員会規則第 1 号)

#### (授業日の変更又は授業の停止)

第 3 条 校長は、教育上必要がある場合は、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と休業日を相互に変更することができる。

2 非常災害その他急迫の事情のため臨時に、授業の一部又は全部を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

## 「現行法」

### 静岡県立高等学校学則

#### (休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (5) 夏季休業日 7月20日から9月20日までの間において校長が定める期間
- (6) 秋季休業日 9月25日から10月10日までの間において校長が定める期間(学年を2学期に分ける場合に限る。)
- (7) 冬季休業日 12月20日から翌年1月20日までの間において校長が定める期間
- (8) 学年末休業日 3月21日から3月31日までの間において校長が定める期間
- (9) 静岡県富士山の日条例(平成21年静岡県条例第72号)に規定する富士山の日
- (10) その他校長が必要と認めた休業日

2 前項第10号の規定により休業日を設けようとするときは、校長は、その期間及び理由を記し、教育委員会に届け出なければならない。

(一部改正〔平成22年教委規則7号〕)

### 静岡県立中学校学則

#### (休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (4) 夏季休業日 7月20日から9月20日までの間において校長が定める期間
- (5) 秋季休業日 9月25日から10月10日までの間において校長が定める期間(学年を2学期に分ける場合に限る。)
- (6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月20日までの間において校長が定める期間
- (7) 学年末休業日 3月21日から3月31日までの間において校長が定める期間
- (8) 静岡県富士山の日条例(平成21年静岡県条例第72号)に規定する富士山の日
- (9) その他校長が必要と認めた休業日

2 前項第9号の規定により休業日を設けようとするときは、校長は、その期間及び理由を記し、教育委員会に届け出なければならない。

(一部改正〔平成22年教委規則7号〕)

### 静岡県立特別支援学校学則

#### (休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
  - (2) 日曜日
  - (3) 土曜日
  - (4) 学年始休業日 4月 1 日から 4月 10 日までの間において校長が定める期間
  - (5) 夏季休業日 7月 20 日から 9月 20 日までの間において校長が定める期間
  - (6) 秋季休業日 9月 25 日から 10月 10 日までの間において校長が定める期間(学年を 2 学期に分ける場合に限る。)
  - (7) 冬季休業日 12月 20 日から翌年 1月 20 日までの間において校長が定める期間
  - (8) 学年末休業日 3月 21 日から 3月 31 日までの間において校長が定める期間
  - (9) 静岡県富士山の日条例(平成 21 年静岡県条例第 72 号)に規定する富士山の日
  - (10) その他校長が必要と認めた休業日
- 2 前項第 10 号の規定により休業日を設けようとするときは、校長は、その期間及び理由を記し、教育委員会に届け出なければならない。



**第23回定例会 報告事項**

番号	項目	Page
1	監査結果に関する報告	1
2	「交通安全対策・教育参考資料」の作成	5
3	平成 26 年度学校訪問等の状況	7
配付 のみ	平成 26 年度青少年教育施設指定管理者外部評価委員会の評価概要	16
	ラグビーワールドカップ 2019 国内開催地決定について	21
4	<非>平成 26 年度末公立学校校長教頭等登用選考	非
5	<非>平成 26 年度末主幹教諭選考試験の結果について	非
6	<非>栄養教諭特別選考試験結果と今後の見通しについて	非
7	<非>平成 26 年度条件附採用教職員（1年）の正式採用について	非

報告事項 1 【情報提供】  
(件名)

平成 27 年 3 月 6 日

## 監査結果に関する報告

---

(教育総務課)

### 1 監査の結果

平成 27 年 2 月 17 日に、今年度、第 4 回目の監査結果の報告があった。

教育委員会については、平成 26 年 11 月 12 日から平成 27 年 1 月 28 日までに実施した県立学校等に係る監査について、別紙のとおり 42 所属中 4 所属に指摘、11 所属に注意が付された。

### 2 指摘等事項の概要

指摘は、機関名非公表の教員による生徒へのわいせつ行為の発生、教員による生徒への不適切な言動、教員によるわいせつ行為の発生、富士宮北高等学校の教員による生徒への体罰行為の発生に関するものである。

注意の 11 件は、教員による体罰行為の発生が 3 件、著しい速度超過の発生が 1 件、交通加害事故の発生が 5 件、財務関係が 2 件である。

### 3 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、2 月 18 日に監査課から記者提供された。

### 4 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、5 月 15 日までに監査委員へ報告する。

(別紙)

指摘 4 件

監査箇所	指摘等事項	
機関名非公表	件名	教員による生徒へのわいせつ行為の発生
	内容	県立高等学校の講師は平成 24 年 12 月から 26 年 9 月にかけて、自らが勤務する学校の複数の女子生徒に対し、自宅などでわいせつな行為を行った。
富士宮北高等学校	件名	教員による生徒への体罰行為の発生
	内容	富士宮北高等学校の教諭は平成 25 年 6 月、授業開始時に騒いでいた生徒を正座させ、10 名程度の生徒の背中を平手で叩く体罰を行った。同校では平成 24 年度にも同教諭を含む 3 名の教諭による体罰が発生していた。
機関名非公表	件名	教員による生徒への不適切な言動
	内容	平成 26 年 4 月、教諭が複数の生徒と面接をした際、テーブルの下でビデオカメラを持ち生徒の方に向け、盗撮と思われてもおかしくない不適切な行為をした。さらに、生徒から行為について追求された際、行為の弁明をする中で、不適切な発言をした。
機関名非公表	件名	教員によるわいせつ行為の発生
	内容	県立特別支援学校の男性教諭は平成 26 年 5 月、宿泊研修中に同じ研修に参加していた女性教諭の宿泊室に侵入し、体を触るなどのわいせつな行為を行った。

注意 11 件

監査箇所	指摘等事項	
島田工業高等学校	件名	教員による生徒への体罰行為等の発生
	内容	島田工業高等学校の教諭は平成 26 年 3 月、部活動中に外部講師の席が汚れていたため生徒に注意したところ、言い訳をしたため、生徒の頬を 1 回叩くという体罰を行った。また、生徒を指導する際に周囲のいすを蹴ったり、不特定多数の生徒に対し、日常的に乱暴な言葉を投げ掛けるなどの不適切な言動を行った。

浜松北高等学校	件 名	教員による生徒への体罰行為等の発生
	内 容	<p>浜松北高等学校の教諭は平成 25 年 8 月、部活動の指導の際、生徒 2 名の準備体操の掛け声が小さいと感じたため、足を上げて臀部を押すような形で軽く蹴るという体罰を行った。</p> <p>また、同生徒のうち 1 名に不適切な言動による指導を行った。</p>
伊豆総合高等学校	件 名	著しい速度超過の発生
	内 容	平成 25 年 11 月、公務外で職員の著しい速度超過が発生していた。
藤枝東高等学校	件 名	建設工事の不適切な契約事務
	内 容	平成 25 年度のプール揚水ポンプ取替工事で、本来は契約書を作成すべきところ、請書で契約しており、契約約款も添付されていなかった。
掛川工業高等学校	件 名	普通財産等の貸付手続漏れ
	内 容	平成 26 年度の土地（普通財産）と建物（借受財産）の貸付のための手続を行っていなかった。
小笠高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 25 年度に 2 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
浜松大平台高等学校	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
	内 容	浜松大平台高等学校の教諭は平成 25 年 6 月頃、部活動の練習中に生徒の背中をバットで叩くという体罰を行った。また、同年 9 月にも別の体罰を行った。
東部特別支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 26 年度に 3 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。

静岡北特別支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 25 年度に 3 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
藤枝特別支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 25 年度に 2 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
袋井特別支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 23 年度から 25 年度に連続して通勤途上で交通加害事故が発生していた。

## 報告事項2【情報提供】

平成27年3月6日

(件名)

## 「交通安全対策・教育参考資料」の作成

(教育総務課健康安全教育室)

### 1 通学路安全推進事業～平成25・26年度事業実施報告～

#### (1) 目的

文部科学省の委託事業である通学路安全推進事業（通学路安全対策アドバイザー派遣事業）を活用して事業を実施した市町の成果や課題等を取りまとめて周知することにより、県内全域における交通安全対策及び交通安全教育の一層の推進を図る。

#### (2) 内容

##### ア 平成25年度事業実施報告

- (ア) 静岡県教育委員会
- (イ) 富士宮市教育委員会
- (ウ) 吉田町教育委員会
- (エ) 浜松市教育委員会

##### イ 平成26年度事業実施報告

- (ア) 静岡県教育委員会
- (イ) 沼津市教育委員会
- (ウ) 静岡市教育委員会

### 2 系統的交通安全教育事例～効果を高めるための小中学校の連携～

#### (1) 目的

平成25年3月に作成した教職員用学校安全教育指導資料「命を守る力を育てる」を活用した小中学校による系統的な交通安全教育事例を取りまとめて周知することにより、県内全域及び校種間における交通安全教育の連携の推進を図る。

#### (2) 内容

##### ア 静岡県が推進する安全教育

##### イ 各市町教育委員会が抽出した中学校区の交通安全教育事例

### 3 配布先等

#### (1) 県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

1冊（全日制と定時制を併置する学校は2冊）

#### (2) 市町教育委員会学校安全主管課

3冊

#### (3) 県総合教育センター、教育事務所

3冊

#### (4) 関係機関（県警交通企画課、県警交通規制課、県道路整備課、県くらし交通安全課、県交通安全協会）

1冊

#### (5) 県教育委員会のホームページにて公開

[URL] <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-010/siryou.html>

#### 4 今後の活用

- (1) 教育委員会は、交通安全担当教員対象の研修会にて本資料を活用し、交通安全対策及び交通安全教育の一層の推進を図る。
- (2) 学校は、本資料を活用し、より効果的な交通安全教育を実践するとともに、関係機関と協力した安全対策を推進する。

**報告事項 3 【情報提供】**

(件名)

平成 27 年 3 月 6 日

**平成 26 年度学校訪問等の状況**

---

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・  
静東教育事務所・静西教育事務所・総合教育センター)

平成 26 年度の指導主事等による学校訪問の状況を別紙のとおり報告する。

**1 市町立学校訪問**

- ・ 義務教育課
- ・ 静東教育事務所
- ・ 静西教育事務所

**2 県立学校訪問**

- ・ 高校教育課指導班
- ・ 特別支援教育課指導担当
- ・ 総合教育センター

## 平成 26 年度学校訪問等の状況（義務教育課）

### 1 義務教育課による学校訪問について

平成 26 年度の静岡県教育委員会事務局改編によって、静東・静西教育事務所に地域支援課が設置され、両教育事務所の指導主事による学校訪問の機能が強化された。

これに伴い、義務教育課では、本庁としての指導機能を、教育課程の研究・開発、各種調査、研修会など事業の企画・立案と実施、またそれらの効果検証に特化することとし、義務教育課所属の指導主事による学校訪問は、こうした個別の取組に付随する形で実施した。

### 2 学校訪問等の状況

#### (1) 学習指導関係

事業名	対象校等	訪問回数	内容等
学力向上推進協議会	2 小学校	9	授業参観、研究協議 講話
理科・観察指導力向上事業	18 小中学校	9	授業参観、研究協議
小学校外国語活動における授業実践研修	9 小学校	9	授業参観、研究協議
道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	6 小中学校	4	事業説明、授業参観 研究協議
新任特別支援学級担任・新任通級指導教室担当者研修会	6 小中学校	6	授業参観、研究協議 グループ協議
外国人児童生徒担当教員等研修会	1 小学校	1	授業参観、行政説明 伝達研修
公私立幼稚園初任者研修会	2 幼稚園、 2 小学校	4	保育・授業参観、研究協議、講義
中高一貫教育	8 中学校	3	授業参観、研究協議

#### (2) 生徒指導関係

事業名	対象校等	訪問回数	内容等
魅力ある学校づくり調査研究事業	5 小中学校	1	授業参観、事業説明 研究協議
スクールソーシャルワーカー活用事業	1 中学校	1	授業参観、事業説明 研究協議

#### (3) コミュニティ・スクール関係

事業名	対象校等	訪問回数	内容等
地域とともにある学校づくり検討委員会	6 小中学校	4	授業参観、研究協議 施設見学

#### (4) 人事管理関係

事業名	対象校等	訪問回数	内容等
学級編制実態調査	46 小中学校	46	授業参観、学級編制状況の確認、指導
加配校訪問	12 小中学校	12	授業参観、加配の活用計画等の確認
所長・次長会学校訪問	2 小中学校	2	授業参観、研究協議

## 平成 26 年度学校訪問等の状況（静東教育事務所）

### 1 学校訪問の状況

#### (1) 訪問種別校数

種 別	定期訪問	管理主事訪問	新任校長校訪問	事務指導訪問
校 数	196 校、15 園	274 校	43 校	42 校

定期訪問数の内、市教委に同行訪問した校（沼津 14、富士宮 12、富士 15）を含む。

昨年度までは学校訪問を実施しなかった上記 3 市には、本年度から 3 年に 1 度、市教委訪問に同行して、国や県の施策の周知を図っている。

#### (2) 定期訪問から見とった学校の状況と支援の内容

昨年まで研修の機会が少なかった技能教科や特別活動の授業研究も実施されつつあり、全ての教科で「授業改善の視点」にそった研修が進められるよう指導に努めた。

単元構想が充実されてきて、子どもの思考の流れに沿った単元構想が増加してきた。

ワークショップ型の校内研修を実施する学校が増えてきている中、自分事として研修に取り組むよう助言してきた。

#### (3) 定期訪問に対する学校からの評価

ア 評価結果（A…とも思う、B…ある程度思う、C…あまり思わない、D…まったく思わない）

評価項目	評価段階	A	B	C+D
① 自校の教育活動の活性化につながったか。	89.6 %	10.4 %	0.0 %	
② 自校が抱える課題の解決につながったか。	50.7 %	47.9 %	1.4 %	
③ 今後の自校の取り組むべき課題が明確になったか。	74.3 %	25.0 %	0.7 %	
④ 教員個々人の研修意欲の向上につながったか。	79.9 %	19.4 %	0.7 %	

上記の 4 項目で、A B 評価が 100%、またはその数値に近い評価を得た。しかし、その中でも、自校の課題解決につながったか、という項目で A 評価が低かった。来年度以降、学校支援計画調書をもとに訪問校の実態をより詳しく事前把握するとともに、訪問前の学校との打合せを密に実施して、学校訪問を行ないたい。

#### イ 学校の振り返り表の記述から

県が示した「授業改善の視点」を指導主事が具体的に解説してきたが、そのことは学校のニーズに沿っていて、研修参加者は意欲的だった。

「もう少し個々の課題を指摘していただけだとよかったです」という記述があり、指導主事に対し、個々の教員の良さと課題をすばやく見抜く技量が問われている。

#### ウ 沼津市・富士市・富士宮市への訪問

静東教育事務所地域支援課では「市町の自立」を「国や県の施策を踏まえたうえで、その市町の独自性を發揮した学校支援ができる」状態であるととらえている。

この 3 市は、平成 21 年度前後から、市教委が独自に市教委訪問を実施し、自立傾向が十分にうかがえる。しかし、この 3 市内の学校には国や県の施策を直接伝える機会がなかった。今年度から実施している同行訪問では、全体研修の時間に地域支援課指導主事の講話の時間を確保していただいている。また、訪問時に市教委の指導主事と情報交換を行い、お互いの指導主事の資質向上に繋がっている。

## エ 賀茂地区指導主事配置の効果

足しげく自町の学校を訪問したり、定期訪問ですべての学校に指導主事が2人～3人で訪問したりする中で、配置された指導主事が教員の心の支えとなりつつある。

来年度は、指導主事の学校訪問を学校の年間計画に位置づけ、計画的に訪問していくこととする。

## 2 学校等支援研修の状況

### (1) 受諾状況（2月26日現在）

受諾件数	受諾した研修の派遣講師の所属内訳
121件	地域支援課107件、総合教育センター12件、本庁2件

<地域支援課受諾107件中の団体別・内容別内訳>

団体	校内研修	市町教委 主催研修	地区教研	教科等指 導リーダー	幼稚園	静教研
内容	教科、道徳、生徒指導、特別支援 主任等研修、勤務・服務等			リーダー— 齊授業研	園内研修 保育参観	家庭科
件数	20	20	20	41	5	1

### (2) 申込団体からの評価（学校等支援研修アンケート集約）

設問\回答	A そう思う	B まあそう思う	C あまり思わない	D そう思わない	回答者数
①訪問職員の支援内容や方法（講演・講義・方法）が適切であったか	78.4 %	20.3 %	1.3 %	0.0 %	49研修 1332人
②これから実践に役立つ内容であったか	81.0 %	18.1 %	0.9 %	0.0 %	49研修 1329人

\*アンケートを実施した49研修のみを集計

### (3) 学校等支援研修の現状と今後の課題（アンケートの記述も含む）

- 要請される内容の傾向として、特別支援教育、道徳教育等が多く、教科指導では、国語、算数・数学、外国語(Can Doリストの作成)が圧倒的に多かった。

この学校等支援研修は、学校教育の現代的課題を色濃く反映しているといえる。

これら領域や教科について、担当指導主事だけでなく、すべての指導主事が研修を積み、定期訪問で指導できる資質を備えることが要求されている。今後も、地域支援担当会議での研修を充実させていくこととする。

- 学校等支援研修を受けた先生方の評価は高く、教員の必要感が研修意欲を高め満足度をえたものと考えられる。
- 定期訪問では、指定された教科等で中心授業を実施することとなる。指定されない領域や教科で研修を実施したいと考える団体に対し、定期訪問を補完する方法として学校等支援研修は有効である。
- 本校の研修との重なりを入れて話していただいた。研修への支援が、本校の実態を生かして応援してくださっていることを感じた。
- 学習指導要領に書いてあることは読めば理解できますが、「それがどの程度有効であるのか」という、書いていない解釈の部分について教えていただきたいと思う。

## 平成 26 年度学校訪問等の状況（静西教育事務所）

### 1 学校訪問の状況

#### (1) 訪問種別校数

種 別	定期訪問	管理主事訪問	新任校長校訪問	事務指導訪問
校 数	215 校、13 園	223 校	33 校	41 校

※1 上表の内、合同訪問（定期訪問と管理主事訪問を同日実施）9 校

同行訪問（管理主事訪問に指導主事が同行）51 校

※2 管理主事訪問校数は、県立中等部、静大附属小・中・特支の 8 校を含む。

#### (2) 定期訪問から見とった学校の状況

平成 25 年 12 月に県教委が提案した授業改善の視点（「押さえる」「仕掛ける」「確かめる」）を意識し、授業改善に前向きに取り組んでいる学校が多い。ただし、「言語活動の充実」と同様に、各視点についての理解が必ずしも十分とはいえない授業も見受けられた。放課後の研修会では、視点に沿った研究協議や指導・助言を行い更なる理解を図った。

#### (3) 定期訪問に対する学校からの評価

##### ア 評価結果

訪問後に学校(214 校)から提出された振り返り表の記述を 3 つの観点で分類した。

評価 \ 観点	観点 1 学校全体の授業力向上	観点 2 校内研修の活性化	観点 3 学校における教育力向上
肯定的な記述	183 校 (85. 5%)	180 校 (84. 1%)	44 校 (20. 6%)
意見・要望	3 校 (1. 4%)	7 校 (3. 3%)	8 校 (3. 7%)
特に記述なし	28 校 (13. 1%)	27 校 (12. 6%)	162 校 (75. 7%)

##### イ 学校の振り返り表の記述から

観点毎に、肯定的な記述（○）と意見・要望（☆）の主なものを以下に抜粋した。

###### <観点 1>

○中心授業や公開授業の指導案検討を学年部、研修部等で積み重ねたことにより、一人一人の授業が充実し、授業力向上につながった。

☆1 回の訪問指導だけでなく、継続した指導により課題が明白となり授業改善が進むと思われる。

###### <観点 2>

○校内研修の進め方や協議で意見を活発にするための手立てなど、より効果的な研修の進め方について状況を踏まえて助言されたので今後の研修に活かしたい。

☆自校の課題に合わせた研修の場があると、さらに実りある研修になると考える。

###### <観点 3>

○授業のみならず、学校全体の環境の整備、生徒の生き生きとした表情、職員の生徒指導の在り方を高評価され、意欲向上につながった。

##### ウ 考察

観点 1、2 について肯定的な記述のあった学校が 8 割を大幅に上回った。観点 3 については、記述のない学校が 7 割を超えた。

定期訪問は、観点 1 と観点 2 への指導・助言が主であるので、観点 3 の記述は少ない。

来年度は従来型の定期訪問に加え、学校の教育課題に沿った研修テーマを設定した訪問体制を整えることで、授業力向上に限らず、学校の教育力向上に対する支援方策の一つとしたい。

## 2 学校等支援研修の状況

### (1) 受諾状況（2月26日現在）

要請件数	受諾件数	受諾した研修の派遣講師の所属内訳
90件	78件	地域支援課61件、総合教育センター15件、本庁2件

<受諾78件中の団体別・内容別内訳>

団体	校内研修	市町教委 主催研修	地区教研	幼稚園	静教研
内容	教科、道徳、生徒指導、主任等研修、勤務・服務等			保幼小連携	学校図書館 道徳
件数	29	23	21	3	2

### (2) 申込団体からの評価（学校等支援研修アンケート集約）

設問\回答	A そう思う	B まあそう思う	C あまり思わない	D そう思わない	回答者数
①訪問職員の支援内容や方法（講演・講義・方法）が適切であったか	82.0 %	17.1 %	0.9 %	0 %	26研修 695人
②これから実践に役立つ内容であったか	82.4 %	16.7 %	0.9 %	0 %	26研修 695人

\*アンケートを実施した26研修のみを集計

### (3) アンケートの記述から（一部を抜粋）

- ・演習を通して研修主任の在り方、進め方がわかり難かった。グループワークの方法も具体的に提示してくれたので、今後に活かしていきたいと思う。（研修主任研修会）
- ・保幼小の接続や連携は大切だと改めて感じた。講演内容が具体的でわかりやすかった。（保幼小連携）
- ・「確かめる」の部分が今までではっきりと理解しきれていたが、授業の終末部分で本当に力がついたのか確かめる様々な方法があることを示していただき、とても参考になった。（教科領域等指導者研修）
- ・自分にとってすごく勉強になりました。気づいてながらも言葉や文字に表現しあうことで、コミュニケーションや共通理解、分担などを再確認してみようと思いました。（市事務職員研修会）

### (4) 考察

総合教育センターが平成25年度に静西管内の幼・小・中学校関係で実施した学校等支援研修は60件であった。本年度は、主として静西教育事務所地域支援課が幼・小・中学校関係の学校等支援研修に対応することとなったが、研修内容の関係からセンターへの講師派遣要請も少なくない。本研修の満足度は高く、ニーズも依然として高い。

平成27年度は、本庁、センターとも一層連携を図りながら、学校等への支援を充実させたい。

## 平成 26 年度学校訪問等の状況（高校教育課指導班）

### 1 目的

- (1) 学校経営的側面についての指導助言を行う。
- (2) 学校の実情を把握する。

### 2 訪問校の選定基準

- (1) 校長の新任、転任があった学校
- (2) 教務上、生徒指導上の諸問題が認められる学校
- (3) 募集定員を満たしていない学校
- (4) 学校再編（学科改善）等の対象となっている学校
- (5) 過去の訪問実績
- (6) その他、指導主事による訪問が必要と認められる学校

### 3 平成 26 年度訪問校

学 科	全日制 30 校	定時制 9 校
普通等	韮山（普・理）、御殿場南（普）、 沼津東（普・理）、富士（普・理）、 富士宮北（普・商）、富士宮西（普）、 清水東（普・理）、清水南（普・芸）、 静岡東（普）、清流館（普・福）、 川根（普）、春野校舎（普）、佐久間（普）、 磐田北（普・福）、浜松北（普・国）、 浜松南（普・理）、浜松江之島（普・芸）、 浜名（普）	小山（普）、富士（普）、 清水東（普）、藤枝東（普）、 榛原（普）、浜松北（普）、 浜名（普）
農業	南伊豆分校、静岡農業	
水産	焼津水産	
工業	科学技術（工・理）、島田工業、浜松工業	科学技術、浜松工業
商業	伊東商業、浜松商業	
農業	南伊豆分校	
産技	引佐（農・工）	
総合等	天竜（普・農・工・総）、浜松大平台	

### 4 訪問当日の流れ

- (1) あいさつ・学校概要説明等（30 分）
- (2) 校内授業参観（50 分程度）  
可能な限り多くの授業を参観し、教員及び生徒の様子、設備等の状況を把握する。
- (3) 説明・指導（40 分）  
副校長・教頭、必要に応じて教務主任、進路指導主事、生徒指導主事に対し、各分掌における高校教育課の所管説明を行い、指導内容を確認した上で、不適切な事項については、その場で指導し、訂正等を求める。
- (4) 校長との懇談（60 分）  
学校経営全般について、校長より説明を求め、不適切な事項について指導する。

### 5 成果

授業参観、管理職等との懇談、所管説明等を通して、学校が抱える今日的教育課題を確認・指導することにより、適切な学校経営に貢献することができた。

## 平成 26 年度学校訪問等の状況（特別支援教育課指導担当）

### 1 目的

各校における教育課程の編成及び実施状況、諸帳簿の管理状況を確認するとともに、各校の教育活動を把握する。

### 2 訪問校の選定基準

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で全 38 教場を訪問する。

### 3 平成 26 年度訪問校 12 校(分校・分教室含)

学校名	
1	静岡視覚特別支援学校
2	沼津特別支援学校
3	藤枝特別支援学校
4	浜北特別支援学校
5	西部特別支援学校
6	沼津特別支援学校伊豆田方分校
7	沼津特別支援学校愛鷹分校
8	藤枝特別支援学校駿遠分教室
9	藤枝特別支援学校焼津分校
10	浜松特別支援学校磐田分校
11	浜松特別支援学校朝霧分教室
12	東部特別支援学校伊豆下田分校

### 4 訪問当日の流れ

#### (1) 諸帳簿閲覧 (60 分)

適切な帳簿管理の有無

#### (2) 校内授業参観 (60 分)

効果的な授業運営や安全管理の把握

#### (3) 教務主任等との懇談 (50 分)

指導要録、出席簿、個別の教育支援計画等の諸帳簿記入内容について指導をする。

交流教育や進路指導についても状況を把握する。

#### (4) 校長との懇談 (30 分)

指導面にかかわる学校経営について、情報・意見交換をし、指導・助言を行う。

### 5 成果・課題

諸帳簿の記入については、書面や担当者研修・協議会で伝達したとおり確実に執行されていた。訪問を通して、直接諸帳簿を見たり話を聞いたりすることで、新たに課として対応や改善の必要な点が出てくる場合もあり、今後の指導に生かすことができた。教師の指導力向上を目的とした学校訪問は総合教育センターで、人事に関する訪問は人事班で実施されているため、各部署で情報交換を行うことが、効果的な学校運営を実現する。

## 平成 26 年度学校訪問等の状況（総合教育センター）

### 1 県立学校（県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校）への訪問支援の種類

(1) 定期訪問	指導主事が全県立学校の全課程を毎年1回訪問し、教科別研修及び校内研修会を実施し、指導・助言を行うことにより、各学校の教育力の一層の向上について支援する。
(2) 授業支援訪問	指導主事が5年経験者研修対象者所属校を年1回訪問し、授業支援プログラムの授業実践に対して指導・助言を行うことにより、対象者の授業力の向上について支援する。
(3) 学校等支援研修	学校等（教員による教科研究会等を含む）が主催する自主的な研修に、学校等の求めに応じて指導主事を派遣し、指導・助言を行うことにより、学校づくり・授業づくりについて支援する。

（注） その他の訪問として、ICT活用指導力向上を目的とした訪問を実施している。

### 2 定期訪問

#### (1) 実施状況

- ・県立学校の全校全課程を毎年1回訪問（高校111、特別支援学校38、中学校2）
- ・授業参観後、教科別協議を行い、教科指導に関する指導助言を実施
- ・放課後、学習評価、キャリア教育、いじめ対応等のテーマで、研修会を実施

#### (2) 成果と課題及び改善点

- ・校長による評価は、例えば、「授業改善への意識の高まり」について、「満足」が80%以上、「やや満足」を含めるとほぼ100%の評価を得ており、好評である。
- ・昨年度まで、高等学校に対しては、教科別研修のみが行われていたが、全教員を対象にした校内研修会を訪問メニューに組み込みことによって、生徒指導、進路指導等の教育課題に対する教員の意識や資質を向上させることができた。
- ・今年度の教科別研修は参観した授業への指導が中心であったが、今後は、教科の年間指導計画への指導の充実も図り、学校経営への指導・支援を一層強化していく。
- ・次期学習指導要領等に係る国の動向を踏まえ、新しい時代の教育方法に対応すべく研究を進め、定期訪問における校内研修会の一層の充実及びテーマの拡充を図る。

### 3 授業支援訪問

#### (1) 実施状況

- ・高等学校80人、特別支援学校80人に対し、個々の授業を参観し、指導した。

#### (2) 成果と課題及び改善点

- ・校長による評価は「たいへん効果がみられた」が40%強、「効果がみられた」を含めるとほぼ100%であり、5年経験者への指導が効を奏している。
- ・対象となる教員数が増加していく一方で、定期訪問等での学校経営への支援業務の強化により、個への手厚い指導には限界が生じており、実施方法を工夫して、効率的に効果をあげる方法に転換していく必要がある。

### 4 学校等支援研修

#### (1) 実施状況

- ・184回、延べ202人の指導主事を派遣した。
- ・学習指導が6割を占め、次いで特別支援教育、進路指導、生徒指導などの順である。

#### (2) 成果と課題

- ・学校等のニーズに応じた支援の機会として有効であり、今後もできる限り対応する。

## 報告事項【情報提供】<配付のみ>

平成 27 年 3 月 6 日

(件名)

## 平成 26 年度 青少年教育施設指定管理者外部評価委員会の評価概要

(社会教育課)

### 1 指定管理者外部評価委員会の目的

指定管理者による管理、運営及び事業が県の施設として健全に行われているか評価を行い、適切な管理運営や提供するサービスの向上を図る。

### 2 指定管理者外部評価委員会

施設	役職	立場	氏名	所属	経験
青年の家	委員長	学識経験者	瀬戸知也	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	3年
	委員	利用者代表(学校)	深谷義弘	掛川市立桜木小学校 校長	2年
	委員	危機管理専門家	村越真	静岡大学教育学部附属静岡小学校 校長	4年
	委員	海洋活動専門家	鉄多加志	東海大学海洋学部 講師	3年
	委員	財務専門家	磯部和明	公認会計士税理士 いそべ会計	4年
朝霧野外活動センター	委員長	学識経験者	木宮敬信	常葉大学教育学部 准教授	2年
	委員	利用者代表(学校)	井出暢一	富士宮市立人穴小学校 校長	1年
	委員	危機管理専門家	池田浩敬	常葉大学社会環境学部 教授	1年
	委員	野外教育活動専門家	堀内正治	日本ボーイズ野外静岡県連盟 副コミッショナー	3年
	委員	財務専門家	兼高則之	公認会計士兼高会計事務所	2年

### 3 評価の視点及び評価の材料

#### 【評価の視点】

- ・ 管理運営が適切に行われているか。
- ・ 利用者へのサービスの向上が図られているか。

#### 【評価の材料】

- ・ 各種報告書(収支状況、維持管理、利用状況、施設運営、事業運営等)
- ・ 利用者アンケート及びモニター調査(学校利用、団体利用、主催事業等)
- ・ 現地視察(施設の管理状況、利用者の活動状況の視察)

### 4 評価委員会開催状況

施設	開催日		会場	協議内容
三ヶ日	第1回	9月19日(金)	三ヶ日青年の家	指定管理者からのヒアリング、利用者活動状況視察等
	第2回	11月25日(火)	西館8階第2会議室	評価資料の検証
	第3回	2月10日(火)	別館8階第1会議室C	平成26年度の評価決定
朝霧	第1回	7月22日(火)	朝霧野外活動センター	指定管理者からのヒアリング、利用者活動状況視察等
	第2回	12月1日(月)	西館8階第3会議室	評価資料の検証
	第3回	2月3日(火)	西館7階総務課会議室	評価に関する意見交換
	第4回	2月6日(金)	西館8階第3会議室	平成26年度の評価決定

### 5 評価結果(別紙1:三ヶ日青年の家 別紙2:朝霧野外活動センター)

## 平成26年度 静岡県立三ヶ日青年の家指定管理者外部評価委員会 評価結果

## ◇ 9段階評価ポイント

評価項目		評価ポイント		
		26年度	25年度	24年度
評価の総括		B+	A-	A-
項目別評価	①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	B+	B+	B+
	②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A-	A	A
	③青少年の健全な育成を図る事業の運営	B+	A-	B+
	④学校利用への適切な対応	B+	B+	B+
	⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A-	A-	B+
	⑥安全な海洋活動に向けての取り組みについて	B+	A-	A-
	⑦次期指定管理者への引継ぎの実施について		A	

(参考) 9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	心象としてABCに対し上回るか下回るかにより、必要に応じて+/-の付加記号を付ける。

## ◇ 評価の総括 [9段階評価 A+ A- B+ B- C+ C- ]

- 指定管理者として最初の年度の運営であったが、利用者数の改善も見られ、職員の対応等に関する利用者の評価も概ね肯定的であった。地元との結びつきを重視した運営に努力している点も評価できる。
- よりきめ細かな施設管理や学校関係者の利用の促進、危機管理対策の質の向上等については今後の課題とされる面も見られたため、それらの課題に関しては次年度における改善を期待したい。
- 指定管理者のうち、1社が債務超過となっている。今後の事業継続に支障のないよう留意していただきたい。

## ◇ 要望項目

- 利用者から、施設の管理に関して改善を求める意見や要望がある。きめ細かな対応を求める。
- 小中学校の利用者数を増加させるため、施設公開日の継続した実施を求める。
- 「三ヶ日青年の家防災マップ」を作成するなど、三ヶ日青年の家付近の安全に関する情報を積極的に発信していただきたい。
- 安全管理体制について、より高い意識と組織力の向上を求める。
- 食事の量や内容に関して多くの要望があるため、柔軟な対応を求める。
- 地元との接点を活かした、魅力あるプログラムや活動の展開を求める。

◇ 項目別評価

①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理

[ 9段階評価 B+ ]

- 建物が老朽化している問題点はあるものの、概ね適切な管理が行われており、利用者による評点も維持されている。
- 一方で、利用者の声には、和室や浴室等細かい部分への言及が見られる。よりきめの細かい今後の対応が望まれる。

②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営

[ 9段階評価 A- ]

- 利用者の回復が見られることは、管理者の努力の結果として評価できる。利用者からの施設運営に関する評価も高い。
- 利用時プログラム研修時の説明への評価が下がっているので、団体に合わせた研修の説明への努力が必要である。
- 食事の要望については、来年度の課題である。

③青少年の健全な育成を図る事業の運営

[ 9段階評価 B+ ]

- 利用者からの評価は高く、地元との結びつきを重視した事業運営に努力している点も評価できる。
- 一方で、主催事業数や参加者数に関してはまだ物足りない面が見られるため、今後の事業運営においては、より三ヶ日らしさを活かした主催事業の開発と充実が望まれる。

④学校利用への適切な対応

[ 9段階評価 B+ ]

- 海洋活動が再開できない中で市町教育委員会への訪問や地区校長会等への広報により利用学校数が微増したことは適切な対応として評価できる。
- 今後、県と協力して学校の意向調査や保護者への安心・安全のアピール等を行い、施設としての運営方法やプログラムの改善に努めながら利用者数の拡大を図りたい。

⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開

[ 9段階評価 A- ]

- 青少年活動の充実度を高める工夫や新規プログラムの提供等により、利用者の多くが満足している点は評価することができる。
- 海洋活動の研修や訓練等、活動再開に向けて準備をしている点も評価したい。
- 今後も浜名湖岸のロケーションや地域性を生かした特色あるプログラムの開発に期待する。

⑥安全な海洋活動に向けての取り組みについて

[ 9段階評価 B+ ]

- アンケートの結果や利用者の声からも海洋活動の再開を望む内容が多い。徐々にではあるが、その再開に向けた水辺活動への取り組みと考えられる事業内容も増えてきている。
- 期待される海洋活動の種目や対象を精査した上で、安全性の最大公約数を検討する必要があると感じる。

## 平成26年度 静岡県立朝霧野外活動センター指定管理者外部評価委員会 評価結果

## ◇ 9段階評価ポイント

評価項目	評価ポイント		
	26年度	25年度	24年度
評価の総括	A	A	A
①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A-	A	A
②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A	A	A
③青少年の健全な育成を図る事業の運営	A	A	A
④学校利用への適切な対応	A	A-	A-
⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A	A-	A

(参考) 9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	心象としてABCに対し上回るか下回るかにより、必要に応じて+/-の付加記号を付ける。
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	

◇ 評価の総括 [9段階評価 A+ A A- B+ B B- C+ C C- ]

- ほとんどの項目において、利用者から十分な評価を得ており、施設の管理運営は適切になされていると評価できる。
- 食堂の管理運営について年々改善が見られ、利用者の満足度も非常に高くなっている。
- 所員について、丁寧かつ親切な対応や野外活動の専門性を活かした情報提供など、非常に高い評価を得ている。
- 施設の管理について、老朽化という根本的な問題は県と協議の上、長期的な視点を持って対応いただきたいが、日常の管理について若干の課題も指摘されるので更なる改善、努力をお願いしたい。
- 長期間にわたり非常に高い評価を得ているがゆえ、時に利用者側に高いハードルを求めることも見受けられるが、ほとんどが初めて利用する方であるため、より丁寧な対応を心掛けてほしい。
- 収益増加のために、冬季の利用者増も検討項目に挙げられるが、一方で光熱費の増加にもつながるため、採算を検討した上での対応をお願いしたい。また、収益が上がるような自主事業等の開発も必要である。
- 来年度は、県からの委託料が増加する予定なので、それを有効活用していただきたい。

## ◇ 要望項目

- 学校は、野外活動に関する知識や経験が少ない指導者が多い。野外活動の専門家として、所員から学校指導者に対し「野外活動の特性と魅力」を伝えるとともに、「安全に関する意識の啓発」「他団体との安全情報の共有」などの具体的方法を検討していただきたい。
- 雨天時や閑散期のプログラムについて新たな試みも見られるが、雨ならではの活動や冬場の野外活動の魅力を伝えるプログラムの検討など、更なる検討を望みたい。
- 所員は専門性が高く経験が豊富で、利用者から高い評価を得ているが、今後も利用者のために、所員のさらなる資質向上と利用者に寄り添った運営を求めたい。

◇ 項目別評価

①青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理

【9段階評価

A-】

- ・施設管理に対しては利用者から高い評価を得ており、特に食堂の管理に対する評価は高い。一方で、本館棟の「施設・設備の使いやすさ」「施設の清潔さ」について、利用者から指摘がある。
- ・清掃の方法について、入所前の点検等新たな改善策の検討が必要。利用者からは、「ネイチャールーム」の管理や「テントの使いやすさ」、「体育館の暗幕カーテンの破損」についての指摘があり、きめ細かな施設点検を定期的に実施するなど対策を求めたい。
- ・ヒヤリハットの対応について、注意喚起だけでなくさらに具体的な対応を講じることを望みたい。

②青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営

【9段階評価

A】

- ・利用団体のニーズに応じた活動内容の提供や支援が丁寧になされ、所員の対応については非常に高い評価を得ている。
- ・食堂運営についても評価が高い。今後、食事も食育を考慮したり、団体に応じて食事量を調整したりしてほしい。
- ・安全対策について、団体指導者に危機管理意識が低い場合もある。安全対策意識を高めるために、所員から危険箇所に関する情報提供及び安全対策指導ができるとよい。

③青少年の健全な育成を図る事業の運営

【9段階評価

A】

- ・朝霧の自然環境を十分に生かした活動は、利用者から高い評価を得ている。
- ・プログラム受講前後の参加者の変化についての評価が低いので、原因の分析と対応が必要である。
- ・噴火だけでなく多くの災害に対する訓練を定期的に実施する必要がある。

④学校利用への適切な対応

【9段階評価

A】

- ・事前打合せと下見の徹底、学校側ニーズへの対応、打合せ内容の全所員共有化が信頼へつながり、当日の対応にも高い評価が得られている。
- ・特別な支援を要する子どもへの配慮、天候の急変などによる活動内容の変更等、その都度迅速かつ柔軟な対応ができている。
- ・ヒヤリハット事例を活用した事故の未然防止と対応方法を明文化して提供するなど、安全指導については教師や子どもに対してより積極的に関わる必要がある。それが若い教師への危機管理意識の啓発にもつながる。

⑤青少年教育施設としての目的にあった活動の展開

【9段階評価

A】

- ・利用者アンケート等から、活動の目的達成について満足度が高いため、このまま維持していただきたい。
- ・雨天即活動中止ではなく、安全面の配慮をした上で雨なりの活動のよさを伝えていくことも大切であり、雨天での野外活動を推進するために、合羽を施設で貸し出し（有料）するのもひとつ的方法である。
- ・冬の野外活動も、火の持つ効果の理解等、教育効果が高いので冬の野外プログラムももっと充実していただきたい。
- ・施設のリピーターも多いため、更なる新しいプログラムを開発していただきたい。
- ・一般団体が利用する際、青少年教育施設としての約束事を理解してもらい、それに則って活動をお願いすることが必要である。

## ラグビー ワールドカップ 2019 国内開催地決定について

---

(スポーツ振興課)

**1 大会概要**

主催	ワールドラグビー (World Rugby)
開催予定期	2019年9月～10月（約7週間）
参加チーム	20チーム
試合形式	①予選プール 5チーム×4プール 40試合 ②決勝トーナメント 準々決勝～決勝 8試合
過去の大会	第1回 1987年 ニュージーランド・オーストラリア共催 第2回 1991年 英国（イングランド） 第3回 1995年 南アフリカ 第4回 1999年 英国（ウェールズ） 第5回 2003年 オーストラリア 第6回 2007年 フランス 第7回 2011年 ニュージーランド 第8回 2015年 英国（イングランド） 第9回 2019年 日本

**2 日本国内開催地（12会場）**

札幌市	札幌ドーム	(41,410人)
岩手県・釜石市	釜石鵜住居復興スタジアム	(16,187人)
埼玉県・熊谷市	熊谷ラグビー場	(24,000人)
東京都	新国立競技場	(80,000人)
神奈川県・横浜市	日産スタジアム	(72,327人)
静岡県	エコパスタジアム	(50,889人)
愛知県・豊田市	豊田スタジアム	(45,000人)
大阪府・東大阪市	花園ラグビー場	(30,000人)
神戸市	ノエビアスタジアム神戸	(30,132人)
福岡市	レベルファイブスタジアム	(22,563人)
熊本県・熊本市	うまかわ・よかなスタジアム	(32,000人)
大分県	大分銀行ドーム	(40,000人)

**3 招致活動（教育委員会関係者）**

- (1) ラグビーワールドカップ 2019 静岡県招致委員会  
委員長：知事 副委員長：県議会議長・教育長
- (2) ラグビーワールドカップ 2019 静岡県招致委員会幹事会  
幹事長：文化・観光部長 幹事：教育次長

**4 今後の取組**

教育委員会として、文化・観光部や県ラグビー協会と連携し、小学生へのタグラグビーの普及、中学・高校の部活動の充実など、ラグビー競技の普及啓発に努めていく。